

公的年金裁定請求 手続き代行サービス

これから年金を受給される方は、年金請求手続き(裁定請求手続き)が必要です。年金は受給資格を得ても自動的に支給が始まるものではありません。ご自身で年金を受給するためのお手続き(裁定請求手続き)と、年金の受取口座が必要です。

公的年金請求手続き(裁定請求手続き)の流れ

- ①受給開始年齢を迎える3ヵ月前に日本年金機構から手続きに関する資料が届きます。
- ②「年金請求書」に必要事項を記入し、最寄りの年金事務所・年金相談センターに提出します。
- ③年金手続き後(1～2ヵ月後)、日本年金機構から「年金証書・年金裁定通知書」が届きます。

でも…

「年金の内容は複雑すぎてよく分からない」
「年金の手続きが面倒くさい」

そこで

仙台銀行では委託契約する社会保険労務士による年金裁定請求手続き代行サービスを無料で
行っております。日本年金機構からお知らせが届きましたら、ぜひ仙台銀行にご相談ください。

〈公的年金裁定手続き 代行サービスの流れ〉

※公的年金裁定請求手続き代行サービスは、
年金お受取り開始の6ヵ月前からの利用と
させていただきます。

